

# 国土交通省環境政策の基本的方向

平成 1 5 年 3 月  
国 土 交 通 省

- 目 次 -

1 . 国土交通省の環境政策に関する基本認識 .....	1
2 . 国土交通省の環境政策の体系	
( 1 ) 環境の保全と創出のための政策 .....	2
【循環型社会の構築】	
住宅・社会資本整備等における環境負荷低減施策の推進	
静脈物流システムの構築	
廃棄物等の特性に対応したリサイクル	
【人類の生存の基盤となる地球環境の保全】	
地球温暖化対策の推進	
国際的な協調・連携や監視・観測体制の強化	
燃料電池の開発・普及	
【健全で恵み豊かな自然環境の保全・再生】	
自然再生の推進	
水循環系の健全化や海洋環境の改善	
【日常生活や社会活動の周辺環境の保全・改善】	
道路交通環境対策の推進	
騒音対策の推進	
公共施設等の緑化や自然景観等との調和	
ヒートアイランド対策の推進	
( 2 ) 環境政策の基盤となる施策・意識改革を促す施策 .....	8
( 3 ) 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮 ..	9
3 . 国土交通省の環境政策の推進体制 .....	9

## 1. 国土交通省の環境政策に関する基本認識

循環型社会の構築、地球温暖化対策、自然環境の再生、大都市圏を中心とした大気汚染問題への対応等が強く要請されており、こうした近年の環境問題を取り巻く状況を踏まえると、社会資本整備や交通政策等に関し、環境の保全と創出のための環境政策の推進は特に重要であり、国土交通行政を総合的に推進する立場にある国土交通省は、環境行政の推進にあたり重要な役割を担っています。その際、社会資本については、整備面のみならず適切な維持管理による環境への配慮も重要です。

また、国土交通省は、全国に地方支分部局や現場組織を有しており、職員も約 4 万 6000 人を擁する組織であり、その事業の実施に必要な物資の調達を始めとして規模の大きな経済主体となっています。このことから、国土交通省が、経済活動の主体としての活動を率先して環境配慮型にすることは、社会全体に対して大きな効果を生み出すものと考えられます。

このように、国土交通省は、環境問題の解決に大きく貢献する責任を有する立場ではありますが、この他にも豊かで快適な社会の構築、経済の活性化、安全の確保、地域の振興といった多くの政策課題を抱えており、環境基本計画の目指す持続可能な社会の実現に向けては、これらの課題とのバランスを図りながら環境政策を推進していくことが必要です。

このためには、国土交通省の行う環境政策の推進状況を適切に把握・評価の上推進していくとともに、経済主体あるいは社会資本の維持管理主体としての環境への配慮についても、同様に適切に評価の上進めていくことが必要です。このような環境への配慮については、平成 12 年 12 月に閣議決定された環境基本計画においては、「関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにする」こととしており、国土交通省としてはこのことも踏まえ、「国土交通省環境政策の基本的方向」(以下、「基本的方向」という。)を策定しました。基本的方向においては、国土交通省において取り組むべき環境政策や環境への配慮を体系的に整理して示すとともに、その推進状況を自主的に点検する体制を示しています。

## 2. 国土交通省の環境政策の体系

国土交通省の環境政策に関する活動を以下のように分類し、それぞれについて具体的な目標とその達成のために必要な施策の方向性を示します。目標については、可能な限り定量的なものとし、毎年、評価を実施することにより、その進捗状況の点検を行います。

なお、国土交通省では、省全体の政策評価の基本計画として「国土交通省政策評価基本計画」を作成しています。基本的方向における目標の設定や評価の実施にあたっては、同計画やその他既存の計画の記載内容との整合性を図ります。

### (1) 環境の保全と創出のための政策

#### 【 循環型社会の構築 】

住宅・社会資本整備等における環境負荷低減施策の推進

##### 《目標》

建設廃棄物の再資源化・縮減率

< 全体 >

85 % (H12 年度)    88 % (H17 年度)    91 % (H22 年度)

< アスファルト塊 >

98 % (H12 年度)    98 % 以上 (H17 年度)    98 % 以上 (H22 年度)

< コンクリート塊 >

96 % (H12 年度)    96% 以上 (H17 年度)    96 % 以上 (H22 年度)

< 建設発生木材 >

83 % (H12 年度)    90% (H17 年度)    95 % (H22 年度)

< 建設汚泥 >

41 % (H12 年度)    60% (H17 年度)    75 % (H22 年度)

< 建設混合廃棄物 >

25 % 削減 (H17 年度、H12 年度比)    50 % 削減 (H22 年度、H12 年度比)

建設発生土の有効利用率

60 % (H12 年度)    75 % (H17 年度)    90 % (H22 年度)

直轄工事におけるリサイクル率

< アスファルト塊 > : 99.7 % (H12 年度)    100 % (H17 年度)

< コンクリート塊 > : 97 % (H12 年度)    100 % (H17 年度)

< 建設発生木材 > : 75 % (H12 年度)    100 % (H17 年度)

##### 《施策の柱》

・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適正な運用

- ・ 公共工事のゼロエミッション化等による建設廃棄物の減量・リサイクル推進
- ・ 公共事業等における再生資材等の利用促進
- ・ 発生抑制、再資源化等に関する技術開発の推進

#### 静脈物流システムの構築

##### 《目標》

循環型資源国内輸送コストの削減

港湾における廃棄物取扱い比率

< 一般廃棄物 > : 19 % (H9 年度)    21 % (H18 年度)

< 産業廃棄物 > : 11 % (H7 年度)    14 % (H18 年度)

##### 《施策の柱》

- ・ 静脈物流システムやリサイクル拠点の構築

#### 廃棄物等の特性に対応したリサイクル

##### 《目標》

リサイクル部品を使用する自動車整備工場の割合

: 64.8 % (H12 年度)    80 % (H17 年度)

FRP 船リサイクルシステムの事業化 (H17 年度)

下水汚泥のリサイクル率の向上

積雪寒冷地における家畜ふん尿等のリサイクル技術の確立 (H17 年度)

##### 《施策の柱》

- ・ 自動車リサイクルの推進
- ・ FRP 船リサイクルシステムの構築
- ・ 下水汚泥の減量化・リサイクルの推進
- ・ 下水汚泥等のバイオマスとしての利活用
- ・ 積雪寒冷地における家畜ふん尿等の利活用に関する実証研究

### 【 人類の生存の基盤となる地球環境の保全 】

#### 地球温暖化対策の推進

##### 《目標》

2010年におけるCO2の排出削減量（自然体ケースとの比較）

< 運輸部門 > : 約 4,600 万 t-CO2



地球地図プロジェクトの推進（データ整備の支援）

：12カ国(H14年度) 地球全陸域(H19年)

温室効果ガス世界資料センターで収集・公開する全世界の観測データ数

：637地点(H14年末) 680地点(H19年)

開発途上国に対する持続可能な開発のための貢献

環境負荷の小さい社会の構築に向けた先進国との連携・協力

《施策の柱》

- ・クリーン開発メカニズム（CDM）等京都メカニズムの活用
- ・水循環の健全化に向けた国際協力・協調
- ・海洋汚染防止
- ・環境に優しい自動車の開発等における国際協力・協調
- ・開発途上国における公共交通機関の整備に向けた国際協力
- ・地球環境の監視・予測
- ・地球地図プロジェクトの展開とその活用

燃料電池の開発・普及

《目標》

燃料電池の開発・普及促進

<自動車>：数台(H14年) 5万台(H22年) 500万台(H32年)

<住宅用>：住宅用燃料電池の実用化及び普及

北海道の地域特性を活かした燃料電池の実用化及び普及

《施策の柱》

- ・燃料電池自動車実用化に向けた取り組み
- ・住宅用燃料電池の技術開発の推進及び補助等による普及促進
- ・バイオガスを活用した燃料電池導入等に向けた取り組み

【健全で恵み豊かな自然環境の保全・再生】

自然再生の推進

《目標》

湿地の再生面積：0ha(H13年度) 300ha(H18年度)

新たな砂浜の創出面積：290ha(H12年度) 560ha(H18年度)

藻場・干潟の回復面積：6.5%(H12年度) 19%(H18年度)

環境の向上に資する良好な緑地の整備の推進

### 《施策の柱》

- ・ 河川、港湾、公園等における自然再生事業の推進
- ・ 情報提供の積極的な実施

## 水循環系の健全化や海洋環境の改善

### 《目標》

河川の適正な流量の確保

河川水質の向上（環境基準を満足する調査地点）

： 83 % (H12 年度)    85 % (H18 年度)

下水道普及率の向上

下水道の高度処理人口普及率の向上

合流式下水道改善率                   ： 10 % (H12 年度)    15 % (H16 年度)

水道水源域における下水道処理人口普及率

： 48 % (H12 年度)    60 % (H18 年度)

海域における水質等の改善

雑用水利用の促進

### 《施策の柱》

- ・ 河川の水量の確保対策
- ・ 河川の水質浄化対策
- ・ 水質保全上重要な地域での下水道の普及促進、高度処理の推進
- ・ 下水道の中小市町村での重点的な普及促進
- ・ 合流式下水道の緊急改善
- ・ 海域における水環境の改善やゴミ・油回収等による海洋環境整備
- ・ 水循環系（流域単位等での水資源、水利用、水環境）の評価手法の確立
- ・ 健全な水循環系構築に関連する施策の連携の推進

## 【 日常生活や社会活動の周辺環境の保全・改善 】

### 道路交通環境対策の推進

### 《目標》

最新排出ガス規制適合車の割合

< 乗用車 >   ： 6.2 % (H12 年度)    40 % (H17 年度)

< 貨物車 >   ： 4.1 % (H12 年度)    30 % (H17 年度)



NO<sub>2</sub>に係る環境基準達成率の向上

：三大都市圏で H22 年度までに大気環境基準を概ね確保  
自動車に起因する PM 排出量の削減

：三大都市圏で H22 年度までに、自動車起因の PM が相  
当程度削減されることにより大気環境基準を概ね確保

《施策の柱》

- ・自動車単体における NO<sub>x</sub>・PM 対策
- ・環状道路の整備、ボトルネック対策等による交通容量の拡大
- ・TDM 施策等による自動車交通需要の調整・抑制

騒音対策の推進

《目標》

夜間騒音要請限度達成率の向上

航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率

：93 % (H12 年度) 95 % (H18 年度)

《施策の柱》

- ・遮音壁設置等の道路構造対策
- ・エコエアポートの推進
- ・航空機の夜間発着の規制及び騒音軽減運航方式の導入等の実施

生活環境における緑の確保や自然景観等との調和

《目標》

都市における公園・緑地の確保量の増加

都市内道路緑化率の向上

港湾空間の緑化率 6.9 % (H12 年度) 8.0 % (H18 年度)

河川における人工的な水際率 36 % (H12 年度) 34 % (H18 年度)

《施策の柱》

- ・都市公園事業等による緑の保全・創出
- ・道路、港湾、空港等における緑化の推進
- ・自然環境に配慮した多自然型川づくり

ヒートアイランド対策の推進

《目標》

都市のヒートアイランド現象の緩和

《施策の柱》

- ・ ヒートアイランド現象の実態解明と緩和に資する技術の研究開発
- ・ 市街地における緑とオープンスペースの確保
- ・ 都市廃熱の処理システムの検討
- ・ 住宅・建築物における対策
- ・ 水と緑のネットワークの形成

( 2 ) 環境政策の基盤となる施策・意識改革を促す施策

《目標》

環境影響評価の適切な実施による環境への負荷の低減

《施策の柱》

- ・ 環境影響評価法の適正な運用
- ・ 情報提供の積極的な実施
- ・ 評価分析技術の高度化

《目標》

環境にやさしい資材や建設機械を使用した公共事業の推進

《施策の柱》

- ・ 環境にやさしい資材や建設機械の特定とその使用の推進
- ・ 資材、建設機械や工法等に関する技術開発

《目標》

公共事業の計画段階における環境配慮の実施

《施策の柱》

- ・ 事業特性を踏まえ、事業毎に計画段階からの環境配慮の取組みを実施

《目標》

環境教育・環境学習の推進

《施策の柱》

- ・ 河川、港湾、公園等における場の提供を通じた支援
- ・ 関係省、地方公共団体との連携の強化

・ 情報提供の積極的な実施

《目標》

地域住民、NPO 等との協働の推進

《施策の柱》

・ 地域住民、NPO 等による環境保全活動に対する支援

《目標》

建設産業界、運輸産業界、観光産業界等との連携の推進

《施策の柱》

- ・ グリーン購入、環境経営等に向けた普及啓発
- ・ 業界ごとの自主的目標の設定を促進
- ・ 環境会計の導入等企業の情報公開の促進

( 3 ) 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮

低公害車の導入

低公害車保有率 ( 一般公用車 ) : 21.4% ( H13 年度末 )    100% ( H16 年度末 )

環境負荷の低減に資する環境物品等の調達

エネルギー使用量の抑制

公用車の効率的利用、自転車の活用

製品等の使用量の削減・長期使用の徹底

ごみの分別、廃棄物の減量

既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

環境にやさしい建設資材、建具、空調設備等の導入と適正な管理

3 . 国土交通省の環境政策の推進体制

基本的方向の策定及び見直し並びに進捗状況の点検については、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省環境政策推進本部」が行うこととし、その結果を広く国民に公表することとします。本部は、毎年の点検結果に基づき、必要に応じ改善措置を講じるとともに、基本的方向の見直しを行います。